

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する

法律の施行期日を定める政令案要綱

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

（平成十七年法律第三十四号）の施行期日を平成十七年十月二十四日とすること。

政令第 号

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する

法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年十月二十四日とする。

理 由

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。